

甲府地方裁判所委員会 議事録

1 日時 平成19年11月21日(水)午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

青柳委員, 足立委員, 井口委員, 小野寺委員, 輿石委員, 高野委員, 永井委員,
埴原委員, 萩原委員, 牧島委員, 三木委員, 向山委員, 渡邊委員

(甲府地方裁判所)

柏木民事首席書記官, 松本刑事首席書記官, 小杉事務局長, 狩野事務局次長,
後藤地裁総務課長(進行役), 高橋家裁総務課長, 高橋総務課課長補佐(書記),
井上庶務係長(書記)

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) テーマ(「裁判員制度広報について」)及び進行予定の説明

(3) 裁判所からの情報提供と意見交換

前回の委員会以降の裁判所の広報活動について

裁判員選任手続について

模擬評議用DVDビデオの視聴

意見交換

(4) 意見交換の概要

別紙のとおり

5 次回以降の委員会のテーマについて

各委員の専門的な立場から裁判所に対し感じていることについて発言いただき, それに基づいて意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第12回）期日を平成20年5月20日（水）午後2時からとした。

(別紙)

10月1日から3日まで行われた模擬裁判を傍聴したが、事実関係に争いはなくても検察官と弁護人で情状についての主張が異なり、判断するのは難しいと感じた。新聞記事で、裁判員役には厳罰化の傾向があるというものがあつたが、被害者の声が大きくなってきていることの反映だと思う。情に訴える場合、裁判員裁判では、従前のように裁判官が冷静に判断するのとは違うところが出てくるのではないか。

裁判員制度の広報活動では、裁判所としては、企業等の社会的責任を強く言うのではなく、参加へのお願いをどのようにして伝えるかが大事ではないか。

裁判所としても、広報活動の基本は、お願いベースであると考えている。

検察官の立場からは、情と言っても、理性から外れてしまうものではなく、常識の範囲内の情を法廷で明らかにしなければいけないと思う。被告人が法廷で反省しているようでも、実際の犯行はどのようなものだったのかを明らかにして、裁判員の適切な情に訴える。そのためには、わかりやすい説明が必要である。先日の模擬裁判の際、裁判員役の量刑は重い方に分布したが、裁判官の中にも同じ量刑の人はいたし、弁護士のコメントも「やや重く感じる」というものであつたから、常識の範囲内に入っていたといえるのではないか。検察官としては、今後とも、わかりやすい説明に努めたい。

弁護士としては、これまで、検察官とは対立関係にありながらも、プロとしての共通理解の上で活動していた。これからは、裁判員に理解してもらうために、法廷での活動がますます重要になる。被告人側の背景事情、社会的要因、更生可能性等を、裁判員にどのようにして理解してもらうか、弁護士としても手探りの部分があり、今後の積み重ねが必要だと思う。ただ、法曹の共通理解が国民の理解から乖離しているのではないかという問題意識も、裁判員制度導入の理由の一つではないかと思う。

裁判官として、裁判員役の方々と話してみて、殺人に関しては、今の量刑は

軽いと思っている方が多いように感じる。ただ、前回の模擬裁判では、裁判員役の方々の方が量刑は軽かったので、一般の方が裁判員として入ることによって量刑が重くなるか軽くなるかは、何ともいえないところである。事実関係については、裁判員役の方も感情に左右されず、冷静に見ていただいたという感じがある。

山梨県の特性を考えると、農業従事者への広報活動が重要であると考えている。全県的な調査をして、対応していきたい。

山梨県の農業は、盆地の坂がなだらかなところは果物、山間部は酪農が中心である。地域的には、県の東部で農業が盛んである。果物は、一宮は桃、南アルプスはさくらんぼというように、JAで作物ごとに産地化されている。収穫時期は、エリアごとに異なっている。桃は、収穫期は非常に忙しい。ぶどうの収穫期も忙しい。

これまで、広報行事として、裁判員制度フォーラムを300人から400人の規模で2回行った。今度は、少人数で参加型のきめ細かい行事を行おうということで、12月5日に、テーブルごとに参加者と裁判官が模擬評議をするミニフォーラムを行う予定である。一般から参加者を募集しているが、新聞やテレビは影響が大きいので、取り上げてもらうようお願いしている。

その手法は、広報としては効率が悪いのではないか。企業に出向いて、5人とか10人とかの組を作ってもらった方が早い。私の牧場では、学校の社会科見学を受け入れているが、事前に学校に講義に行った上で、当日は子供たちに手ぶらで来てもらっている。

広報活動として、成人式のプログラムの中に裁判員制度の説明を入れてもらえば良いのではないか。説明までは無理でも、資料配付をしてもらうという方法もある。ミニフォーラムを開催するのは良いが、そういう行事に来るのは、ある程度理解が進んでいる人だと思う。あまねく、少しずつ、広報することが必要だと思う。制度が始まってからも、広報活動は継続的に行う必要がある。

甲府駅の駅頭で広報活動をするという報告があったが、甲府駅を利用する人は、駅に近い官庁や企業に勤務する人が中心であろうから、効率を考えたなら、そういう官庁や企業に組織的に広報活動をした方がいい。ただ、駅頭で広報活動をするのは、アピールの面では効果はあろう。

先日行った模擬裁判では、裁判員選任手続も模擬で行った。事前に候補者に質問票を送付し、また、当日にも別の質問票を渡して、それらに記載された事項を基に候補者と面談した。面談にかけた時間は、一人当たり1分から3分とあったところである。全部で13人に対して行ったが、30分程度であった。辞退を申し出た人が一人いたが、代わりの人でも対応可能な用事ということだったので、裁判体として協議して、辞退を認めないこととした。全体的には、スムーズに選任手続を行うことができたと思う。

今回の模擬裁判には、私の会社から裁判員候補者を出したが、候補者リストに載せた社員は広報担当者だけで、現場の人間は載せていない。中小企業では、現場の人員のローテーションを崩すと業務に支障が出てしまう。ローテーションは1か月前くらいに組むので、候補者に選ばれたことの連絡が6週間から8週間前に来るのであれば、対応は可能である。ただ、今回裁判員役に選ばれた者は、模擬裁判が終わった後に会社に戻って来ていたので、安心して裁判所に行ける環境を作る必要はあろう。

企業の新入社員研修の中に、1時間程度、裁判員制度の説明を組み込んでもらったら良いのではないか。新入社員に対しては、社会人としての責任や役割を認識させる必要があるので、企業側も対応してくれるのではないか。

裁判員制度の広報活動については、制度が始まることのカウントダウンはされているが、制度趣旨についての説明が不足している。企業が組織として協力しようという空気を作ることが必要である。また、選ばれた人が何を期待されているのかを示す必要がある。選挙人名簿から、たまたま選ばれただけでも、「あなたの仕事上の経験を」とか「若いあなたの考えを」とか、何を期

待しているのか言ってもらって、動機付けしてもらおうと、制度導入の趣旨も実を結ぶのではないか。

今回の模擬裁判でも、候補者の方々に集ってもらってから25分程度オリエンテーションを行った。また、面談の順番を待ってもらっている間にも、裁判員の役割についてのビデオを見てもらっていた。

県庁としては、6週間前に連絡が来るのであれば、職員を裁判員候補者として出すことに問題はないと思う。

選任手続で、抽選はどのようにして行うのか。

裁判員の抽選方法については、今は細かいところまで決まっていらないが、今回の模擬裁判では、福引の機械のようなものを使って行った。

選任手続に呼ばれる裁判員候補者の数は、多いのではないか。それほどの人数を呼ぶ必要はあるのか。

6人の裁判員を確保するために、どのくらいの人が必要かということになるが、今は、一つの事件で50人から100人の候補者に来てもらうことを想定している。実際にやってみて、候補者になることができる人の確率が高いようであれば、裁判所に来てもらう候補者の人数はもっと少なくて良いということになる。

裁判所に呼ぶ候補者の人数には、補充裁判員の数はカウントされているのか。

そうである。補充裁判員の人数をどうするかは、裁判体で決めることになる。実際に制度が始まってからは、裁判員に不都合が生じることを考えて、補充裁判員を選任しておくことになるかもしれない。

模擬評議用のDVDは、多くの人に評議を経験してもらおう手段として、良いと思う。この内容を、ネットで動画配信するという方法もあると思う。

模擬裁判の新聞記事の中で、裁判員役の人が、最初は不安だった旨言っていたが、模擬でさえ不安なのだから、本番はもっと不安だと思う。ストレスを感じるので、ケアする仕組みを考える必要がある。裁判員への動機付けも、

一方的なものではなく双方向的なものが必要である。

以前の模擬裁判で、裁判員役の方に感想を聞いてみたら、1日目は情報が一気に入ってくるのでストレスを感じるとのことであった。裁判官として見ていても、1日目は緊張していて、2日目から堂々としてくる感じであった。そこで、今回の模擬裁判では、1日目の日程は余裕があるようにして、2日目から重要な手続を入れるよう配慮した。また、審理のところどころで中間評議をしたり、昼食休憩時にざくばらんに話をしたりしたが、有意義であった。裁判員役の方には、法廷を事前に見てもらったり、どういうことがどういう順番で行われるか説明したりもした。いろいろと模索しているところである。

広報についてであるが、当事者の呼び方で、民事裁判では被告、刑事裁判では被告人であるのに、正確な使い方がされていない。何も知らない人は、民事も刑事も一緒になってしまっている。その辺りについての広報が必要である。

裁判員制度広報については、裁判所は、ドラマを2種類作るなど費用をかけているが、最高裁からは、広報のノウハウや手法について下級裁の現場に下りてきているのか。予算はどうか。

最高裁からノウハウや手法が下りてくることもあるし、逆に、下級裁の現場から最高裁に上げることもある。全国的な協議の場で、情報交換することもある。予算は、高額な費用がかかるものは最高裁で管理しているが、配布用のグッズ程度であれば、各庁で作ったりもしている。

検察庁では、無料配布雑誌に、座談会の形で裁判員制度の記事を載せてもらったことがある。

報道機関には、催し物の情報がメールで寄せられることがある。郵便物と比べると、メールの方を見ることが多い。報道機関にメールを送って、それに基づいて取材してもらおうという手法もあるのではないか。

警察の広報でも、テレビや新聞は重視している。裁判員制度の広報についていえば、制度そのものについては、国民にかなり浸透してきているように感じ

る。

(以 上)